

2019年5月31日  
株式会社 東日本銀行

## 東日本ビジネス IB サービス取扱規定改定のお知らせ

平素より、東日本ビジネス IB サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。  
このたび、下記の通り東日本ビジネス IB サービス取扱規定を改定しましたので、ご案内いたします。

改定後の規定は、従来からお取引いただいているお客さまも適用されます。

### 1. 改定内容（下線部を改定）

改定前	改定後
<p>（サービスの内容等）</p> <p>(3) 利用可能なパソコン等</p> <p>本サービスが利用できるパソコンの機種およびブラウザのバージョンは、株式会社東日本銀行（以下「当行」といいます）所定のものに限り、日本国内で利用するものとします。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>（サービスの内容等）</p> <p>(3) 利用可能なパソコン等</p> <p>本サービスが利用できるパソコンの機種およびブラウザのバージョンは、株式会社東日本銀行（以下「当行」といいます）所定のものに限り、日本国内で利用するものとします。</p> <p><u>(4) 利用資格</u></p> <p><u>本サービスは、当行と普通預金または当座預金取引がある、法人または個人事業主のお客さまに限りです。</u></p>
<p>（取引の範囲）</p> <p>(2) 照会できる取引内容</p> <p>入出金明細会 預金残高会</p>	<p>（取引の範囲）</p> <p>(2) 照会できる取引内容</p> <p>入出金明細<u>照会</u> 預金残高<u>照会</u></p>
<p>（解約）</p> <p>⑤ 契約者が本規定の各条項に違反したとき。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>（解約）</p> <p>⑤ 契約者が本規定、<u>当行所定の普通預金規定（総合口座取引規定を含む。対は当座勘定規定の各条項に違反したとき。</u></p> <p><u>(5) 反社会的勢力排除に係る解約</u></p> <p><u>前項のほか、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切であるときには、当行は本サービスを停止し、または預金者に通知することにより本サービスを解約することができるものとします。</u></p>

	<p><u>A. 契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>B. 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>(A) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(B) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(C) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(D) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(E) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p><u>C. 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに一にでも該当する行為をした場合</u></p> <p><u>(A) 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>(B) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>(C) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>(D) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損しまたは当行の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>(E) その他(A)から(D)に準ずる行為</u></p>
--	---

2. 規定改定日

2019年6月7日（金）

以上